

第 4174 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2011年)平成23年 2月 4日 金曜日
----------------	----------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ↳ 税務調査 平成 23 年改正

**Q**：税務調査の手続きが、平成23年度の税制改正で改正されるそうですが、どのようになるのですか？

**A**：明確化、法制化が図られます。

### 【解説】

平成23年度の税制改正では、税務調査の手続きが改正され次のようになります。

①原則として、税務調査を行う場合には、あらかじめ事前通知が行われます。

ただし、次に掲げるおそれがあると認める場合は、事前通知が行われません。

- (イ) 正確な事実の把握を困難にするおそれ
- (ロ) 違法若しくは不当な行為を容易にし、又はその発見を困難にするおそれ
- (ハ) その他国税に関する調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ

②通知の対象者、内容、方法等

(イ) 対象者

納税者本人、調書提出者及びその代理人（税理士等）、反面先

(ロ) 内容

通知内容は、次のとおりです。

- (a) 調査の開始日時・場所
- (b) 調査の目的、調査対象税目、課税期間
- (c) 調査の対象となる帳簿書類その他の物件等

③方法

原則として、文書で事前に行われます。

④対象となる調査

実地調査

(注)この改正は、平成24年1月1日以後の調査について適用されます。

